

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

退職所得に住民税減税の恩典は無し

Q: 今年、会社を退職し退職金を受け取りました。退職所得についても特別減税はあるのでしょうか。

A: 6年度改正の目玉措置ともいえる所得税・住民税減税は、所得税の20%、住民税所得割の20%が特別減税としてそれぞれ控除されることとなっています。が、退職所得については、住民税減税は適用されないので注意してください。

住民税は、原則として、前年中の所得に対してその翌年に課税されますが、退職所得については、他の所得と分離して所得の発生した年で課税されることになっています。

今回の特別減税は、住民税の場合、5年中の所得に係るものが対象となり減税が実施されるので、今年退職し、退職金の支給を受けた人の退職所得は、平成5年分でなく、6年分の所得ということになり、今回の特別減税の対象にはならないというわけです。

また、平成5年分所得が住民税減税の対象ということから、平成5年中に退職所得の支給を受けた人が、特別減税の対象となることも考えられますが、このケースでも減税の適用を受けることはできません。

というのも、退職所得に関しては、退職した際の源泉徴収で住民税の課税関係は終了してしまっているからです。

退職所得は、平成5年分であれ6年分であれ、住民税の特別減税の対象とはなりません。

